

## 「アクション・プラン」推進委員会(第7回)議事録

日 時：平成24年4月24日(火) 17:30~18:30

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：川端達夫委員長(内閣府特命担当大臣(地域主権推進))、上田清司委員(埼玉県知事)、後藤斎委員(内閣府副大臣)、福田昭夫委員(総務大臣政務官)

(関係府省)

園田康博内閣府大臣政務官、滝実法務副大臣、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、森本哲生農林水産大臣政務官、北神圭朗経済産業大臣政務官、吉田おさむ国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官

(関係地方)

井戸敏三兵庫県知事、飯泉嘉門徳島県知事、尾崎正直高知県知事、広瀬勝貞大分県知事、上原良幸沖縄県副知事、石垣正夫新見市長、渡邊廣吉聖籠町長

(川端委員長) 皆さんこんにちは。ただいまから「アクション・プラン」推進委員会の第7回会合を開催をいたしたいというふうに思います。今日は御多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、昨年末に地域主権戦略会議で了承されました「広域的实施体制の枠組み(方向性)」に基づいて関係府省の御協力をいただきながらこの会で検討を進めて参りました。真摯な御議論をいただき参りました。これまでの「アクション・プラン」推進委員会での御議論、あるいは関係者からの御意見を反映した基本構成案を今日はお示しをさせていただきました。これについて御論議をいただき、可能な限り意見は集約をさせていただいて次回の週末に予定をしております地域主権戦略会議において了承にもっていけたらありがたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。なお、これ以降の議事の進行は福田政務官をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(福田委員) それではですね、御指名により議事進行を務めます。どうぞよろしくお願いをいたします。本日は、関係府省政務の皆様と関西、九州の関係知事の皆様に加えて、先日、移譲の取組みに手を挙げていただいた四国知事会から飯泉徳島県知事に新たに御出席をいただいております。また、市町村を代表して、全国市長会から石垣新見市長、全国町村会から渡邊聖籠町長にも御出席をいただいております。お配りした出席者一覧で御確認をいただきたいと思っております。

では、議事に移ります。本日の議題は、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」であります。はじめに、私から本日の議題について提出資料を基に説明をさせていただきます。資料のですね、1を御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。資料1としてお配りしております「国の出先機関の事務・権限

のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」については、昨年末に地域主権戦略会議で了承された一定の方向性に基づき、更に具体の検討を進めた結果を地域主権戦略室において取りまとめ、3月16日に開催した「アクション・プラン」推進委員会に提出をし、当日の御議論やその後の政務折衝も経て修正をしたものでございます。内容につきましては、前回の委員会で概ね説明しておりますので割愛させていただきます。修正した主な部分について説明させていただきます。まず1ページの冒頭の部分に「市町村をはじめとする関係団体の意向を踏まえつつ」という文言を加えております。これは、市町村をはじめとする関係団体の意見を十分踏まえるべきとの意見を踏まえて追記をしたものでございます。次に、1ページの1「(2) 執行機関の在り方」の1行目の括弧内に「独任制」という文言を加えております。前回の基本構成案においても独任制を想定していたところですが、その趣旨を明確化するため追記したものです。また、その5行下で、「執行役」という名称を「移譲事務等管理者（仮称）」に変更しています。次に、2ページの2「(1) 移譲対象となる事務等」において、四国知事会からの経済産業局の丸ごと移管を求める旨の意思表示を受けて、関西、九州に加えて「四国」を追加をいたしております。次に、3ページの2「(2) 移譲のための措置」の冒頭において、原文では「当分の間、以下のとおりの取扱いとする」としていたところを、このように修正をしております。これは、移譲対象となる事務等が、移譲対象となっていない地域では引き続き国が実施する事務等であることを踏まえ、従来のメルクマールにとらわれずに特例的な法定受託事務とすることを明らかにしたものであり、国による関与を必要に応じて柔軟に設けることと相まって、いわば「新たな事務類型」と考えられるものでございます。次に3ページの2「(2) ③ 並行権限行使」において、括弧書きで「現行の個別法で大臣権限が留保されていない事務移譲等についても必要に応じて柔軟に活用する。」という文言を加えております。これは、並行権限行使を幅広く活用できることをより明確化したものです。最後に、2「(3) 大規模災害時等の緊急時のオペレーション」に係る4ページの5行目と7行目に「等」を加えております。これは、所管大臣が特定広域連合の長に協力指示できることとすべき場合が、「緊急災害対策本部が設置された場合」以外にも想定されるのではないかとこの意見を踏まえて修正したものです。

この案をベースに本日は御議論いただき、それも踏まえた案を地域主権戦略会議に提出をし、了承いただきたいと考えております。その後は、了承された案を基に法制化の作業を加速させ、今国会への法案提出に最大限努力して参りたいと考えております。また、個別の事務・権限の移譲についてでございますが、個別の事務・権限については、前回の当委員会の川端委員長からの「かなり幅広い国の関与を想定する表現にしたので、この案で対応できないかどうかを再度検討いただきたい」という旨の発言を踏まえ、現在、「基本構成案」の「移譲のための措置」に沿って改めて整理したものを「当てはめ修正試案」として、各府省に照会中でございます。「移譲の例外」ができる限り少なくなるよう、前向きに御検討をお願いをいたします。回答の締切は今週末、27日でございますが、各省からの回答を受けて、必要があれば、移譲の例

外等について、政務折衝を行った上で、次回の当委員会で御議論いただきたいと考えております。説明は以上でございます。それでは意見交換に入ります。まずは、新たに御出席いただいた四国知事会と、今回特別に御出席をいただいた石垣市長と渡邊町長から御発言いただき、その後、御意見、御質問のある方から御発言をいただきたいと思っております。それでは、飯泉知事からお願いいたします。

(飯泉知事) はい。実は四国知事会の方では会長制をとっておりませんで、常任世話人制をとっております。常任世話人の徳島県知事飯泉嘉門でございます。まずは、去る3月29日ではありますが、川端大臣、また後藤副大臣に対し四国四県の知事によりまず、国の出先機関移譲に係る特例制度早期成立などのいわゆる共同声明、こちらをお伝えをいたしましたところ、早速当委員会の参加メンバーにお加えをいただいたことにつきまして、厚く御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

さて、政府におかれましては、この地域主権改革、まさに政権の一丁目一番地という形で地域主権の戦略大綱など進めていただいているところであります。また地方におきましても関西広域連合、また九州知事会などが中心となりまして精力的に国と協議をしていただいた結果、昨年12月の26日、地域主権戦略会議におきまして、この国の出先機関の移譲の関係につきまして既存の広域連合、こちらをベースに検討していくということ。またブロック単位で出先機関を一括で移管をする、こうした具体的な方向、方針が示されたところでありまして、四国知事会といたしましても間髪入れずこれに対応して行こうと。2月の4日ではありますが臨時の四国知事会を開催をいたしまして、この中で四国広域連合の設立、また更には平成26年度中の四国経済産業局の移管につきまして合意をさせていただいたところであります。

そこでお手元にお配りをさせていただいております資料の2「国出先機関の丸ごと移管の実現に向けて」を御覧いただきたいと思っております。特に四国につきましては第1次産業が4県とも大変盛んであるということ、また中山間地域におきましては野生鳥獣被害が深刻であるという共通の特性があるところでありまして、実はそこには記してはおりませんが、第2弾といたしまして、今後中国地方との調整が必要となるわけでありまして、中四国の農政局、また中四国の地方環境事務所の移管を目指していきたいと考えております。また四国広域連合、仮称ではありますが、に置きましては、四国で共有をする喫緊の課題にしっかりと取り組んでいこうということで、四国に深刻な被害をもたらしております今の野生鳥獣の被害対策。また、四国八十八ヶ所霊場と遍路道、この世界遺産への登録。四国ブランドの海外への販路拡大、中国をはじめとする東アジア戦略。こうしたものにつきまして、四県が一丸となって対応していきたいと考えております。

続きまして、2のところ、現在の特例制度基本構成案の意見について移らせていただきたいと存じます。以下六点申し上げていきたいと思っております。まず第一点の区域の在り方についてであります。広域連合の区域が出先機関の管轄区域を包括することを前提となっていることから、例えば今も申し上げましたが、この四国共通の課題であります野生鳥獣被害対策となりますと、地方環境事務所を受け入れたいと、こう考え

るところであります、実は中四国という枠になっているところでありまして、そうなると中四国の九県での広域連合の設立が必要となって参ります。こうした場合につきましては、是非、知事会も四国と中国に分かれているところでもありますので、出先機関の管轄区域を見直すなど必要に応じて柔軟な対応を是非図っていただきたいと思っております。次に第二点目は、効果的、効率的な広域行政の推進についてであります。持ち寄り事務につきましては、個々の業務の特性、これを熟知している地方の判断に是非任せていただきたい。あえて法制化をする必要はないのではないかと考えております。次に三点目として、移譲対象となる事務についてであります。当面の移譲対象候補である3機関以外の出先機関、例えば中四国農政局の話を目頭でも申し上げたところではありますが、是非移譲を希望いたします地域の発意に応じて、いつでも柔軟に移譲を検討していくということをしていただければと思っております。次に四点目といたしまして、移譲のための措置についてであります。国の関与につきましては、「地域の実情に応じた政策決定を可能とする」という地方移管の最大の効果。こちらを損なうことのないよう、具体的な個別の制度設計を是非進めていただきたいと考えております。五点目として人員の移管についてであります。国出先機関の職員をそのまま特定広域連合に移管をすることは、これまでの行政サービスを維持するため、また、行政の継続性といった観点からも、基本的には賛成であります。一方、出先機関の地方移管につきましては、行政の効率化という側面も、これは多々あるところでありまして、是非移管前の段階におきまして、広域連合の業務に見合う効率的な人員体制となりますように十分に精査をお願いいたしたいと思っております。最後、六点目、財源についてであります。財源確保の在り方につきましては、まさに地方移管の成否を握る最も重要な事項であり、いわば移管の前提条件と我々は考えております。人件費や事務費などを含めた移管時点での規模と同等の財源を国が確実に措置をすることを是非とも法制化をしていただきますとともに、国・地方双方が是非納得のできる財政制度の早期確立を是非ともお願いをいたしたいと存じます。以上、意見を申し上げたところではありますが、国におきましては、早期の法令の成立を是非ともよろしくお願いをいたしたいと存じます。以上でございます。

(福田委員) ありがとうございます。次に石垣市長から発言をお願いいたします。

(石垣市長) 今日は川端大臣さんをはじめ大勢の皆さんから、推進委の皆さんに意見を聴いていただけることに大変ありがとうございます。それでは、出先機関改革について全国市長会から意見を述べさせていただきたいと思っております。全国市長会ではこれまで真の分権型社会実現のために、基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国、都道府県、市町村の役割分担の明確化、事務事業の再配分とともに二重行政の解消のための出先機関改革、広域的災害対策等を求めてきているところでございます。本会におきましては、政策推進委員市長及び地方分権改革検討会議委員市長、後藤内閣府副大臣、福田総務大臣政務官と、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について活発な意見交換を行わせていただきました。これは4月11日でございます。意見交換の内容を御紹介させていただきます。これまで基礎自治体に相談す

ることなく国と都道府県のみで進めてきたことは極めて遺憾。拙速に進めることなく基礎自治体の意見を十分取り入れ、制度設計を行うべき。地方とは誰をいうのか。主に都道府県を対象とされているが、民主党の地域主権改革の一丁目一番地は基礎自治体であり、基礎自治体の関与や役割が極めて不明確である。原案のまま特定広域連合の組織では基礎自治体にとって三層構造から四層構造になるだけであり、行政の効率化・簡素化につながらない。受け皿となる特定広域連合において、大規模災害などの緊急時オペにおきまして特定広域連合で十分機能できるのか。また、平時におきましてブロック内の利害調整や予算配分などが十分できるのか。原案では特定広域連合は単に形式的に市町村の意見を聴くのみであり、基礎自治体の主体的な関与・役割が示されていない、など拙速な制度化に反対、懸念を表明する意見が大勢を占めたところであります。また、全国市長会では、国の出先機関改革は地方分権改革の重要な課題であるとも考えておりまして、権限の受け皿となる広域連合におきまして、基礎自治体である市町村の関わり方が制度設計上明らかになっていないこと。政府は拙速な対応をすることなく、基礎自治体の意見を踏まえた具体的な、かつ、十分な議論を行うことなど強く求めたところであります。いずれにせよ市長のこれらの不安、懸念の解消するためには、拙速に進めることなく、まず基礎自治体の意見を十分聴く機会をさらに開催するなど具体的かつ真摯な協議を行うことを求めています。以上でございます。

(福田委員) ありがとうございます。次に渡邊町長から御発言をお願いします。

(渡邊町長) 全国町村会の行政委員会の副委員長を務めております、新潟県聖籠町長の渡邊でございます。まず私も地域主権戦略会議の議員のメンバーの一人でございますので、それを踏まえながら申し上げたいと思います。まず基本構成案が示されたわけでありましたが、これにつきましては、関係する省庁をはじめとして知事会や市長会及び私も町村会に、色々と御説明いただいたり、または意見を聴取していただいて、そして、関係各省庁、地方団体などに配慮した真摯な対応のもとに慎重かつ柔軟な基本構成案をまとめていただいたということについて、これまでの議論に対して敬意を表しながら、まずは評価をさせていただきたいと思います。ただ、個別の事務・権限ごとに、国の関与をはじめとする諸課題についての具体的な検討を行ったうえで今国会に特例法案の提出を目指すとされているが、拙速な議論で終始することなく、これまでのように、関係各省庁、地方団体の意見を尊重した慎重な対応を望みたいと、まずは申し上げさせていただきたい。

全国町村会では国の出先機関改革については行政委員会にて議論しております。これまでも後藤副大臣さんや福田総務大臣政務官においでいただき、意見交換をさせていただいてきたところであります。本日はまずこの町村会での意見を紹介申し上げた後に私の個人的な意見も申し述べさせていただきたいと思います。まず、はじめ全国の町村会でも出た意見を、簡単に申し上げます。昨年の東日本大震災等の災害時の対応により地方整備局の必要性を感じている。原則廃止で議論していることについては疑問である。知事が広域連合長になった場合、自分の県で大規模災害になった際に適

切に指示が出せるのか疑問である。広域連合の予算が国の予算に大きく左右され、必要な財源が将来にわたって確認されるのか疑問である。広域連合に国の関与が強くなっていることは分権の趣旨に反していないか。国の出先が移管された地域とそれ以外の地域において財源や自由度において格差が出ないか。本当に行政効率の改善や人員の削減につながるか疑問。原則として法定受託とするとか、大臣の同意を得なければならない、など単純に国の機関を広域行政体に移しただけに見える、何のために行うのかなどが、行政委員会での構成委員の皆さん方の純粹たる意見でございます。

次に私の意見であります、まずこのたび示された基本構成案の中の広域的实施体制の在り方について、特定広域連合が、出先機関の事務権限の移譲を受ける地域と、引き続き国の事務を出先機関が担う地域があることは法制上は問題はないという措置として理解できるが、先ほどの意見にもあったように全国的に見てアンバランスな行政制度になりはしないか、という意味で私も疑問に感じて、これは一番原点に立ち返ったような意見になるわけであります。そして執行機関の関係について、特定広域連合に独任制の長をおき構成団体の長との兼職を妨げないとしている。このことについては独任制という言葉が出てきましたので私もこれは評価したいと思います。ただ、長の選任にあたっては地方自治法 291 条 5 の第 2 項に、広域連合の規約によって定めることと、政令で特別定めのあるものを除きという形で規定されております。そうなりますと、直接選挙または間接選挙でもいいというふうな規定になっているわけであるが、やはり、国の出先機関の、丸ごと事務権限の移譲を受けるというふうになるのであれば、いわゆる県民不在、住民不在であってはどうか、そういう基本的なことを考えた場合、それぞれの構成の知事さん方も直接選挙を受けて知事さんになっているわけですけれども、しかし、新たな事務権限を国から受けとればそれだけの大きなビジョンもあるわけでありますし、また、相当大きな予算を得るような形になるわけでありますので、私は直接的に町村の立場では影響はないかもしれませんが、やはり考え方として、直接選挙制を、行使するような形の方が良いのではないかと、いうことを意見として考えております。次に事務等の移譲の在り方についてであります、事務区分として原則法定受託事務とすることは認めるとしても事務権限を移譲する関係省庁が、移譲の例外や条件付きで移譲対象を今後検討するとしている。これにつきましては、早急かつ具体的に明確化にしていくべきではないか。また、ブロック移譲対象地域以外では、引き続き国の事務として処理されるので、移譲後の事務が適切に実施されるように法定受託事務への区分や並行権限行使、事後報告など国の関与が必要とされておりますが、事務の内容及び考え方について、具体的に示してほしいと思います。それから特に本日提出の資料 1 (2) の移譲のための措置には「従来のメルクマールに左右されない特例的な法定事務を設け、国による関与を必要に応じて柔軟に設けることで対応する」などと新たな国の関与がある事務を設けるようにしてあります。また、並行権限行使は、「移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する」としてあります。本来、自治事務に適用する並行権限行使を、法定受託事務に適用することは権限の移譲とは言えないのではないかと。

真の分権の精神に反するのではないかということ、純粋に感じるわけであり。いわゆるこれでは地域主権戦略大綱の趣旨に反することになりはしないかと。また地域主権改革、地方分権の流れに逆行するとして、事務権限の移譲の受け皿となる関西広域連合など、特定広域連合や県と知事会の理解が得られるのかと、私から心配する必要はないと思う事柄でありますけれども、その件どうなのかなということがですね、頭に残ります。それから、「移譲を受ける事務等の実施に関する計画」、「移譲事務等に関する事務計画」の作成にあたっては関係地方団体の意見を聞くことを義務付け、内閣総理大臣や所管大臣の同意を得ることになっておりますが、いわゆる市町村の意見聴取や意見が、どう反映されるのかこの位置づけと言いますか、考え方を具体的に、示さないとした単に、意見を聞いたという一過性の形になりはしないか。その辺の手続き手法を明確にしておく必要があるのではないかなと思います。それから、大規模災害時の緊急時のオペレーションについては、これはこれまでの色々な方々の御意見を踏まえて特に被災地の実態や地方を守る会、拙速な対応はしないでくれという反対意見が多くあったわけであり。これについては、緊急時に国民の身体、生命、財産の保護のために所管大臣が特定広域連合の長に必要な指示をできるように個別法令で定められておりますので、それらのことに配慮したことであるのかなあと。また我々市町村の立場でも評価に値するのではないかなと理解しております。最後でありますけれども、これも私が心配するようなものではないとは思いますが、仮に事務、移譲事務等の実施にあたった場合、その財源については、改革の理念に沿った必要な措置を講ずるといふふうにされております。所管大臣の同意によって策定された特定広域連合の、事務計画を執行するために必要な財源というふうに計画につけられて、大臣に申請行為がされるわけだが、将来とも持続的に保障されることが大前提になる。それが国のいわゆる厳しい財政状況の中においてなし崩しにですね財源が削減される危険性はないのか、その辺のことは私たち市町村がいうことではないと思うけれども、どうなのかなという感じで同じ行政を司る立場でちょっと危惧する点として挙げたわけでございます。以上です。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、他に御意見、御質問のある方から御発言をお願いします。じゃあ、広瀬知事からすいませんどうぞ。

(広瀬知事) では、私どもから資料を出させていただきました資料に即して今色々ありました御議論にも御対応しながら進めていきたいと思っております。資料4を御覧いただきたいと思っておりますけれども、この基本構成案が出されて、それを受けまして九州地方知事会では臨時に、4月の12日でございますけれども知事会を開きまして、そしてこれをどういうふうに評価するか、今後の課題をどういうふうに対応するかということ色々議論いたしまして、こういう決議をした次第でございます。ちょっとこれに沿ってお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、1ページ目ほどにかく事実関係を色々書いてるところでございますけれども、真ん中辺にありますけれども、九州地方知事会でもこの議論を積極的に進めてきましたけれども、九州の各県議会の議長会におきましても、広域行政懇話会というのを昨年の8月に作ってもらいまして、

これを前向きにとらえて進めていこうと。特に二元代表制の議会の構成というところも彼らに考えてもらわなきゃいけませんので、そういうことを含めて議長会としても積極的に進めていこうということで、組織まで作ってやってもらっております。ただ1番下の段落でございますけれども、国の出先機関の原則廃止につきまして、東日本大震災の発生を踏まえて、大規模災害時に大丈夫かという御議論、あるいは社会資本の整備が九州は特に遅れているわけでございますけれども、それについて計画的な整備に支障をきたすのではないかというようなことから、市町村等から不安、懸念の声があったことも事実であります。これに関連しまして、知事会では市長会と、九州市長会と協議の場を持ちまして1回議論をしました。その結果、考える方向としては、九州市長会は実は九州府というのを唱えていたわけでございますけれども、我々も今度の方向は九州府なり道州制なりに向かう1つの同じ方向ではないかということでお話をしまして、たしかに同じ方向だなと。ただし、色々市長会としても具体的なやり方について心配があるんで、それについてはこれから協議の場を設けてやっていこうということで、先ほど議長会、県議会議長会は積極的にやってくると、それから市長会とも協議の場で前向きに進めていこうという話になっているところであります。町村会ももちろん各県ごとに説明をしております、町村会長会というのが九州レベルでありますけれども、そこにも説明に行き話を、今度事務レベルの説明から知事も出て説明をさせていただくというような段取りになっているところでございます。次に2ページをちょっと御覧いただきたいと思うんですけれども、そういう事実関係を踏まえまして2ページであります、我々九州地方知事会としては、これまでのおかげさまで出来上がってきた基本構成案につきましては、全体として九州地方知事会、丸ごと移管ということを進めて参りましたけれども、その主張を採り入れて改革を前進させるもんだということで評価をしているところでございます。

ただし、何点か問題がありまして、一つは移譲対象となる事務の精査、これから色々御議論いただくと先ほどお話ありましたけれども、これについてこれからもしっかりやっていかなきゃいかなのですけれども、くれぐれも兼ねてから申し上げておりますように、この移譲対象となる事務もたくさん残ることによって、ミニ経済産業局、ミニ整備局、ミニ環境事務所というのが九州に残るというふうなことのないようにしてもらわないと、先ほど二重、三重、四重構造になるじゃないかというようなお話が市長会の方からありましたけれども、そういうことにもなるし、何のための改革だったのか、何のための政府等が唱えてる地方支分部局の出先機関の原則廃止ということになるのかということになりますので、そのところは精査はいいんですけれども、くれぐれも原則としてそういうミニ出先機関が残ることのないようにしていただきたいというのが一つ。

もう一つ、第二点目は、持ち寄り事務の取扱いですけれども、今回の議論の発端は出先機関の原則廃止という話から始まりまして、出先機関を原則廃止したなら、大変いい機能を発揮しているところもあるから、それはじゃあもったいないから地方の方で受け皿を作ってやりましょうということにやったわけでございますから、これまで



の広域行政みたいな形で各県の持つ事務を持ち寄ってやるという議論ではなくて、まさに国の出先機関の受け皿として作ろうという議論だったわけですから、そのところの持ち寄り事務についてはこれから、当然これまでも我々持ち寄り事務を色々やりながら知事会として政策連合の形でやってきましたけれども、そういうことはやるつもりですけれども、この制度の前提として制度的に考えるというのはいかがなもんかというところは、くれぐれも是非お願いを申し上げたいと。

三点目、財源の問題についてもこれまで色々御議論ありましたけれども、このところについては兼ねてからやっぱり財源についてもうちょっと安心できるような書き方が必要んじゃないかと、分権改革の主権改革の理念に沿ってという書き方になって、それ以上一步も進んでないんですけれども、もう少しどういう仕組みでこの地方の予算を、財源を含めていくかということについて、例えば我々は内閣総理大臣にその予算の要請をすると、内閣総理大臣から返事をもらう、意見があるときには内閣総理大臣に意見を言って、総理大臣のリーダーシップで財源の確保をしてもらうというような仕組みまで含めて、それから事務費と事業費の仕分けもしっかりやって、予算をくださいというようなことも言ってはいますけれども、やはり財源の問題について安心ができるような対応をしていただく必要があるんじゃないかと。そんなことを含めまして、いくつか論点は残っておりますけれども、基本的にはこの方向で是非進めていただきたいというふうに考えているところでございます。それからこの2ページの2番目の段落に、丸ごと移譲の実現に向けてというふうに書いてございますけれども、この丸ごと移譲について、今、市長会、町村会から御議論がありましたけれども、基本的にはこれはこれまで国の仕事としてやってきたものを丸ごといただくということでございますから、やはり暫定的にしる、ある程度の国の関与はやむを得ないものかと。これは丸ごと移譲の、受け取るということの対応としてやむを得ないかなというふうに考えているところでございます。それから加えて、市長会、町村会の御議論にもありましたように、原則廃止をしたらかえってこれまでの災害時や、あるいは社会資本の整備が遅れるんじゃないかと、そのところを心配している声に対しましても、やっぱり丸ごとそれは移管をするんだから心配ないようにしてくれという話をしているわけですから、その見合いとしてある程度の国の関与はやむを得ないのかなあというふうに考えております。大事なことは丸ごと移管するという、そして今ある地方支分部局の力を是非そのまま使わしてもらいたいということですから申し上げさせていただきます。以上のようなことで、是非何点か申し上げましたけれども、そのところを御配慮の上、全体としてはこの方向で是非取りまとめを進めていただきたいというのが、我々九州地方知事会の考え方でありまして、(福田委員) ありがとうございます。それじゃあ、井戸知事どうぞお願いします。(井戸知事) 川端大臣が主催されて、ここまで取りまとめいただきましたことにまずお礼を申し上げたいと思います。そういうこともありまして、関西広域連合としては、今回は実を言いますと、ペーパーを出そうと思ってたんですが、ペーパーを出すのはやめました。で、基本的にこの方向でやっていただきたいんですが、気

になる点がいくつかまだ残っております。既に飯泉知事や広瀬知事が触れられておるんでありますが、あえてもう一度、私の方からも発言させていただきたいと思っております。まず1ページ目。「市町村をはじめとする関係団体の意向を踏まえつつ」と書かれておりますが、これだと都道府県どこにいったらいいという話になりますのでもしお書きいただくなら都道府県の意向もですね、是非反映させていただきたいと思っております。それから、管轄区域につきまして、四国の方から非常に深刻な指摘がございましたが、「相当の合理性が認められる区域」という、「相当の合理性」をですね、是非柔軟に解釈していただく必要があると考えているんです。あえて具体的な例を出さないようにいたしますが、御理解いただいているのではないかと思います。それから、「イコール独任制」とこういうように、別にこういうふうに書かれるなら「独任制と執行制団体の長との兼職を妨げない」と書かれるべきなんで、「イコール独任制」というのはどういう意味なんだろう、というの、なんか法令のまとめの仕方としてもなんとなくしっくりきませんので、これはきつとお直しになるんでしょう、と思っておりますが、もう一度原則論を言わせていただきますと、どういう組織を作るかは、これは連合に委ねていただきたい。つまり、独任制にするのか、理事会制にするのか、あるいは御提案されているような中間的な形態をとるのか。これは、連合側の選択に是非委ねていただきたいと考えております。しかし、これがどうしてもできないんだったら、我々広域連合は引き受けませんというほどの問題点ではありませんけれども、原則論はやはり組織は広域連合に委ねていただきたいということ。それからですね、これ非常に些細なことなんです、委員会を作ったときにですね、「あらかじめ」と書いてあるんです。そうするとですね、先ほどの市長会、町村会の皆さんから危機の時どうするんやとこういうような話がありましたとおりですね、あらかじめ必ず重要事項を決定するんだとすると、運用が非常に制約されます。従いまして、「原則としてあらかじめ」という形にさせていただくとありがたい。事後報告もあり得るということが、運用上はどうしても出てくるのではないかとこれは思います。それから、「会議の意見を尊重しなければならない。」、尊重だけになっております。関西広域連合ではこの議論をいたしまして、委員会制をとっておりますが、規約で「連合長は、会議の意見に基づき必要な措置を講じなければならない」と規定しており、意見を聞いて、必要な措置を講ずるんですよ、というふうに書かせていただいています。尊重義務だけだと、せつかくこのような会議を作る必要性が弱いのではないのかなというふうに考えられます。それから、まだこんなのが残ってんのかというのが、この「移譲事務等管理者」でありまして、単なる事務の責任者を何でこんなに管理者、管理者としてこだわるのか。これはあえて言えばですね、広域連合をすっ飛ばして、この管理者を支配すれば今と同じじゃないかというような発想で、管理者、管理者と言われているのではないかと。これはいささか何をしようとしてされているのかというところが大変問題ではないかと思っております。単なる専任の事務責任者を置けばいいと、これは何回も繰り返して言わせていただいて参りました。それから、「区域の在り方」につきましては、冒頭触れましたとおりでございます。併せまして、すでに2ページの(7)

につきましては、広瀬知事も、それから飯泉知事もおっしゃっておられますとおり、持ち寄り事務は法定するという事はないように。現場を知っている、執行責任を負っている広域連合の方で必要だと言う場合に持ち寄れるように是非していただきたいということでもあります。それから3ページの上でございまして、「なお不都合が生じる場合は、移譲の例外となる事務等」とすると、個別に検討するということがございまして、広瀬知事がおっしゃいましたように、国の出先機関が残らないように、一度国なら国に事務を吸い上げた上でそれを再委任していただくとか、という形式を前提にさせていただく必要があるのではないかと。国の出先機関がまだ残るということに絶対にならないようにしていただきたいと思っております。それから、この「(2) 移譲のための措置」の規定がですね、なんだか機関委任事務を作るんだというふうに読めそうなんです。「従来のメルクマールに左右されない特例的な法定受託事務を設け、国による関与を必要に応じて柔軟に設けることで対応するなど」、と入れておられるのはいかにもですね、新しい形態の機関委任事務を作りますとおっしゃってそうに読めますので、趣旨はそうではないのではないかと。つまり、特例的な法定受託事務の、法定受託事務に意味があるんだろうと思っておりますので、この点は念を押させていただきたいと思っております。それから、災害時のオペレーションに関連しまして、是非我々の方から各大臣にこんなことをやって欲しいという要請権をですね、是非書いて欲しいということも前回も申し上げましたが、それが相変わらず触れられておりませんので、この点についても御検討いただきたいと思っております。併せまして最後の財源のところでございますが、これは広瀬知事が代表して言っていたとおりであります。ここにつきましてもですね、必要な財源等が十分でないというような状況だったら、国に申し入れることができ、例えば、国と地方の協議の場で御議論いただくとかですね、そういう一定の仕掛けを用意していただけますと大変安心できるということにつながります。以上、あえてこの本要綱にしたがひまして、まだ残されている課題と思われる点について触れさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(福田委員) はい、ありがとうございました。では北神政務官どうぞ。

(北神政務官) 経済産業大臣政務官の北神圭朗でございます。様々な立場で御意見がある中、大臣をはじめ皆さんの調整の努力に心から敬意を表したいというふうに思います。私の方ではですね、皆さんからお話があって、ちょっと矛盾するところがあるかもしれませんが、やはりこの持ち寄り事務については、まずこの基本構成案に明記されていることについては、評価をしたいというふうに思いますし、やはりこれも法案に明記をしていただきたいというふうに思っております。これは前回も広瀬知事とも議論させていただいて、当然現場の色んなことがあると思っております。私が申し上げたいのは原則的な話でありまして、先ほど広瀬知事から話があったようにですね、「丸ごと」の議論でも、せつかくこの行政の簡素化を考えている中でですね、各局が残っていると、二重にも三重にも行政の層ができてしまうと。全く同じ発想でですね、広域連合ができるとですね、市町村、都道府県、今までは例えば経済産業局、そして国と、四

層で、例えば要望に行くときは場合によっては全部行かざるを得なかったと。これ簡素化ということでありますから、やはりですね、持ち寄りを原則としていただかなければですね、市町村、都道府県、連合、そしてまた国と、こういうことになっちゃうんで。それぞれ個別の事務については、そこは色んな、実際はですね、今原則とは違って、色んな事を考えないといけない部分があると思います。ですから、そういったことも含めてですね、是非、いい条文案でですね、そういうことを、多分利害をちゃんと調整できるような条文というのはできると思いますので、そこを是非とも明記をしていただきたいというふうに思います。

後もう一つはですね、これから法案化に入るわけでありましてけれども、今それぞれ個別の事務、何を移譲するのかどうかということ、それぞれの役所で精査をしているところだと思います。これなかなかですね、経済産業省はいつも明るく前向きでありますから、9割もう約束をしているところがございますけれども、ただですね、これは色んなやっぱり個別の事務について、事務的にね、丁寧に精査をしなければいけないところあると思います。従ってですね、法案を出すことが重要だと思いますし、枠組みだけの法案でもですね、これは立派な法案になると思います。今まで、省庁再編の法案でもまずは枠組みを作って、あと個別の事務を後で調整するというのもありましたし、確か私の記憶では地方分権一括法もですね、そのように枠組みを作って、後で個別の事務について検討するというをやったと思いますので、そういった前例もありますから、是非そういった形でですね、やった方が、個別の事務で色々やって法案が出せないとかいうよりは、ずっと、私は大事だというふうに思っていますので、そこをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

(福田委員) ありがとうございます。じゃあどうぞ吉田副大臣。ん、二人に質問ですか。

(北神政務官) すみません。私ちょっと。言いつぱなしで大変申し訳ないんですけど、ちょっと次がありまして。

(福田委員) そうですか。分かりました。吉田副大臣、それでは先によろしいですか。では、上田知事どうぞ。

(上田委員) 石垣市長さんにですね、どっちかという、この出先機関改革というのは、元々広域行政のものを移管するというで始まった議論なんですね。で、例えば河川の一県なら一県でやっているところは一県でやりましょうとか、あるいは国道で一県で片が付くところは片をつけましょう、あるいは広域連合で国道あるいは又河川、又ハローワークについてもですね、これは特区でとりあえずは東西2か所ということで特区の中で認めていただくという形をとっているんですけども、具体例として、これは市長会じゃないとできないとかですね、この出先機関改革の中で出る具体的な項目の中でですね、これ市長会の意見を聞かないとできないじゃないかというような具体的なもの何かあるんでしょうか、これが1つでございます。それから渡邊町長さんにはですね、国の出先機関と広域連合が少しこう並行的に進んでいく場合、色んなそういう事例というのはまずいんじゃないかと、制度上、この一体化しない形で。ある

意味では全部そろえてやるんだっただけでもいいのだけれども、バラバラやっていくのはいけないんじゃないのかという御意見に受取れたのですが、これは、地方自治制度の中でも、極端なことを言えば、東京都と他の府県は制度が異なってますし、政令市と他の市とは異なっているし。こういう事例はあるし、事実、また特区構想などでですね、色んな実験をさせていただいたりしておりますので、何故それがだめなのか、このことについてですね、お二人から御意見を聞きたいなというふうに思っております。とりあえずはいくつもあるのですが、あまりに時間が無くなるので、一本ずつ。

(福田委員) 恐れ入りますが、よいですか。では渡邊町長さんから先に。

(渡邊町長) 今、上田知事さんからお話のあった、いわゆる広域連合での受け皿を、手上げ方式でやるとなると、一つの制度として、法制上は、自治法でも、例えば東京都みたいな、みんなきちんとそれなりの特例的な対応と法律に規定されておりますから、それはいいと思う。しかし、手上げ方式で広域連合を組織したところだけに権限を付与してしまうということになれば、国の形というものが果たしてそれで通るのかどうか。ということは、各省庁、8府、10省もあるわけですから、それぞれの事務権限というのが、広域連合を作ったところには特別に権限を付与されて、それでないところには従来通りの省庁の権限がそのまま付与されていくというようなことになると、こういうことは私言いつらい言葉なんですけれども、憲法14条にある、法の下での平等という原則、これはちょっと大げさな話で大変申し訳ないんですけども、そういうものがどうなるのか。それから具体的な話として例えば新潟県の場合、極端な例を申し上げますけれども、国交省の地域整備局の場合は北陸地域整備局。それから、経済産業省の場合は、いわゆるエネルギー部門の電源、電気とそれから石油は別々なんです。電気の場合は東北。それから石油の場合は関東。そういう特異な国の出先機関の情勢下にある都道府県もある。そうなった場合、受け皿を作ってやりたい、権限を受けたいとしても、平等性が確保されない、そういう特異な実態もある。その辺、これからこの地域主権改革が前進し、そして連合制度に基づく、事務権限が移譲されていくなれば、北陸整備局とか農政局とか色んな出先機関の問題についてもこれから議論されていくと思うが、そうなる、そういうアンバランスな、地域がブロック的にあるという実態というのをやはりきちんと踏まえた中で、やっていかなければいけないのかなという視点で、私は捉えている。

(福田委員) ありがとうございます。じゃ、新見市長さんどうぞ。

(石垣市長) 河川とか、何がどうこういうのはないんで、我々としたら、この改革につきましては、もう、市長会が何べんも要望しているのでやらなければいけないというのは思っておるのですが、何しろ、市長の大勢の方が理解が全然できないというのは、国と都道府県が物事を決めて、我々のところに全然話がないと。だから、今のところは、十分国の方から説明いただいたり、又、知事会の方から説明いただいて進めたいけんというのが根本でですね、この制度を改革するというのはですね、全然反対しておりません。そういうことでございますので是非ですね、私は話をすれば分かると思うんですけど、関西広域連合はですね、111市があつて、全部反対のような意見

も出たわけです。だからその辺がですね、十分話し合いができてないということがです、あるのではないかという気がしております。

(福田委員) はい。じゃあすみません。

(井戸知事) 関西が引き合いに出されましたので、関西の方は福田政務官もおいでいただいて、3月20日にですね、関西で近畿市長会、町村会に対して事務的な説明をさせていただきまして、福田政務官と私とで対応をさせていただき、相当理解が深まったと、このように思っております。しかも、昨日も、兵庫県において、県・市町連絡会議をやっておりまして、そこでも敢えて更にこの事務の問題を説明をさせていただきました。私が聞いておりますのは、やはりですね、危機管理下における対応、オペレーションについて、どうしても心配をされている向きがありますのが一つ。これについての理解を今後とも得ていかなければいけない。ということが一つと、もう一つはですね、事業計画の、事前の相談のシステムがですね、毎年度事業計画について相談しますよ、ということにはなっているんですが、どういうふうに相談がなされていくんだらう、とかですね、そういうところが十分に目に見えてないこともありまして、不安に思われている。その不安に思われている点について、もっと十分な説明が必要なんじゃないか、というふうにおっしゃっておられる向きがある。しかし、関西がみんな反対しているということではございません。大部分は十分理解していただいていると、こう思っておりますので、その点誤解がないようによろしく願います。

(福田委員) ありがとうございます。

(石垣市長) すみません、3月のはじめに市町村を呼んで説明をされたら、これは…

(井戸知事) 3月の20日。

(石垣市長) 3月の20日でしょ。それは私は結構なことだと。ですから、それまでにね、既に通常国会に法案提出することが流れておるわけですよ。そういうことを踏まえて、色んな不満が出ておると。だから、市長会では、もっと議論してやれば、これは済むのではないかと、理解ができるのではないかとということ。

(井戸知事) うちの県などは事前に1月の市町連絡会議の中でも、説明をさせていただいてきております。

(福田委員) じゃあ新見市長さん分かりました。井戸知事さんですね、そういう意見を言った市長もいるということ。はい、そういうことで、そうですね、はい、私ちゃんと伺ってます。聞いてますのでよく分かっております。じゃあ、やっぱり吉田副大臣に発言をしてもらわないと、この会議 終わらないもんですから、吉田副大臣。

(吉田副大臣) 前回は最初に発言をして大変に時間がかかりまして、今日はできれば最後でさっさと終わりたいなと思っておりますが、本当にこの期間、この基本構成案をとりまとめいただくのに、大臣はじめ関係各位に御尽力いただいたことに感謝を申し上げます。本日は、全国市長会、全国町村長会の方がおいででございますので、まず、私ども国土交通省の認識というものを御理解いただきたいと思います。

まず一点目は、今回のこの国の出先機関、事務・権限移譲というのは、大臣から地方整備局長に委任されているものを対象に検討しているんだということ。そして、現

行法体系を根本的に変えることは想定しないというように私たちは認識をしております。また、今日お話をございましたように、今後の具体的な制度設計や移譲対象事務、機関については、やはり基礎的自治体の御意見を反映しながら、慎重かつ丁寧に議論を進めていただく必要があるんだなあということを非常に感じたということ、冒頭申し上げさせていただき、基本構成案につきまして、御意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目の1の広域的实施体制の在り方について、(2)の執行機関の在り方、色々御意見ございますが、会議の具体化にあたっては、この独任制の長の権限・責任というものが不明確、というふうな形にならないように検討を是非とも進めていただきたいということ。そして2ページ目になりますけれども、(5)区域の在り方について、これは私は修文を求めるものではございませんが、制度を具体的、具体化していくにあたりましては、現在の、今議論もございました、出先機関の管轄区域との関係を十分精査しながら、具体的に検討していただきたい。また、含まれなければならない区域は、法律で定めるような制度とすべきではないか、というふうに感じております。(6)の組織の安定性、永続性については、これも修文ということは求めるつもりはございませんが、ここで記述されているのは、法律で定める手続きを取らなければ、解散、脱退ができない制度にするんだ、という趣旨だと理解をしている、ということをお願いしたいと思います。そして(7)の効率的、効果的・効率的、こういう言葉が出ております。この広域行政の推進というもので、「持ち寄り」という言葉が出ております。関連する事務の持ち寄り、そして政令市の加入等を前提とすべき制度であるということは、具体的に持ち寄るべき事務の内容・方法などは、是非とも法案等で示していただきながら、具体的な制度設計を是非とも進めていただきたい、ということ。やっぱり、これは大前提として、広域行政の前に、効果的・効率的っていうことを入れておりますので、できる限り持ち寄りについては、今申し上げたようにお願いをしたいな、と思っております。今、続いて、2の事務等の移譲の在り方、これは3ページになりますけれども、いつも議論になって恐縮でございますが、移譲のための措置につきまして、現行の地方自治法にとらわれない特例的な取扱いを設ける趣旨として、私どもとしては、一級河川や直轄国道など国家的に重要な事務や、公物管理者として国が最終的に責任を負う事務の性格は、移譲後も変わらないということ、是非とも追加して明記していただければな、と思っております。①の事務区分につきましては、国直轄の社会資本の整備・管理事務について、今御議論ございますけれども、従来のメルクマールに左右されないという記述がございます。ある意味で新たな事務類型という形で追加記述等をしていただければ、と思っております。そして、②の国の関与でございますが、ここに書いてあります「柔軟」という言葉の前にですね、できる限り現在の、現行の地方自治法にとらわれることのない、特例的な国の関与というものを、柔軟に設けるという趣旨のものをですね、入れていただければと。これは非常に反発強いかとは存じますけれども、存じますけれども、追加して記述をお願いを申し上げたいところでございます。⑤の移譲事務についての事業計画、これ

はですね、国土交通大臣が作製をいたします、毎年度の予算に関わる実施計画との関係がですね、不明確になりますし、計画の内容が分からないということでございますので、正直申しまして議論の中ではですね、省内で、「削除したら」ということもあったんですけども、そこまでは私の方はいかがなことかと思っておりますので、この辺の部分は、内容というものを非常に明確にして検討していただいて、不明である、ないということがないようにですね、更に検討をお願いを申し上げたいと思います。

(3) 市長会、それから町村長会の方々からもお話がございましたように、大規模災害時の緊急オペレーションということですけども、これはもう何度も申しあげておりますように、昨年総務大臣と私ども、失礼、地域主権戦略担当大臣と私どもの大臣で合意しておりますように、地方の整備局の力ができる限り強まっても、弱まることがあるとはならないということは合意をしているところでございます。所管大臣が広域的实施体制の長や職員に対し、直接指揮等を行うことと同様の効果が可能な仕組みを、できる限り文等々の中で具体的に議論をしていただいて、明記をしていただければな、と思っております。

最後になりますけれども、今回の基本構成案、本当によく取りまとめ、御苦労、大変な御尽力いただいたことを改めて感謝を申し上げますけれども、基本構成案、申し上げます。基本構成案は、そりゃしょうがない。否定の言葉が入ってはあきませんので。基本構成案は、ベースということで、今それぞれ各委員の皆さん方からありましたように、具体的かつ詳細な内容が正直言いまして、明らかにまだなっておりませんので、今後の協議においては具体的な制度設計において、よりある意味で柔軟に、それぞれの御意見をを入れて取り扱う必要があるのではないかな、その辺を是非ともお願いを申し上げます国土交通省からの御意見とさせていただきます。以上でございます。

(福田委員) ありがとうございます。では高山政務官どうぞ。

(高山政務官) どうも今日はありがとうございます。環境省の大臣政務官の高山です。基本的にですね、まず今日おまとめいただきました基本構成案ですけども、これはもう環境省としてもですね、徹底して今までも協力させていただきましたし、これはもう早くまとめてですね、次の段階、各論にどんどんどんどん入っていく方が私はいいと思っております。ただその上で、地方環境事務所の仕事はもう9割近く移譲することにしておりますけれども、国立公園の管理は先ほど飯泉知事もおっしゃいましたけれども、例えば瀬戸内海なんかは本当に中国も四国も関わってきますし、また、九州の一部も関わってくるような大きい国立公園もやはりございます。今までどうして国で国立公園を管理してきたかと言えばですね、やはり開発と規制をきちんと分離していかないと、住民自治とかあるいは地方主権と言うことで、より地域地方に意思決定に近いところということはもちろんあるんですけども、その場合やはり、つい開発が優先されがちなんじゃないかというような、今までの観点からですね、やはり国民の財産と言うことで国全体でやる事務なんじゃないかと言うことは、ずっと申し上げさせていただきましたが、それは今日みたいな総論のときのお話ではですね、



ふさわしくないとと思いますが、私はですね、まず、先ほどからそれぞれ知事の方々がおっしゃってますように、何かこう一切例外を認めないだとか、地方支分部局は一切残らないようにしてほしいというようなお話ありますけれども、やはり仕事の種類の観点から、中々全部っていうのは難しいんじゃないかなとは思っております。しかし、我々もですね、今環境省の持っている国立公園の管理を一切、じゃあ国が全部やるから手放さないか、というのではなくて、今回の地方との共同管理型ということも提案もさせていただきましたし、この点は滋賀県の嘉田知事ですか、こないだ御評価もいただきましたしですね、やはりお互い歩み寄ることをやっていかないとなかなか前に進まないと思いますので、一切どうだとか、100%どうだとかいう議論じゃなくてですね、今日の構成案でですね是非おまとめいただいて、次の議論をですね、是非進めさせていただきたいなと思いますので、それだけ一言申し上げます。

(福田委員) ありがとうございます。沖縄の副知事さんよろしいですか。一言。

(上原副知事) 沖縄の場合は北海道と同様にですね、一県単独で受けるということで、そういう議論については、参加できませんけども。ただやっぱり聞いてますと、二重行政を取り除くということから、三重行政、四重行政の弊害がですね、懸念されるというような状況になってきたのかな、と大変懸念を持っておりますけれども、是非ですね、原則に立ち戻る、要するに丸ごと移譲が原則で例外を少なくするというような原則に立ち戻って議論を立て直さないといけないのかなという、率直な感想です。

(福田委員) ありがとうございます。じゃあ、かなり時間もおしておりますので、よろしいですか。最後に大臣の方から。後藤副大臣の方から一言あります。

(後藤委員) 色々御意見ありがとうございます。先ほど九州、四国のほうからもお話があったようにですね、是非このラインで全部法律に書ける部分ではない部分については、基本方針に明記をすとか、実施計画に明記をすとか、事業計画に明記するとか、色々な工夫はしたいと思います。是非後ほど大臣からも最後の取りまとめの話があるかと思いますが、色々な知恵を出してですね、できるだけ総論の部分をおおよそ固めさせていただいて、是非法律行為にどうしてもしなきゃいけないもの、そうじゃないものと選別をしながらですね、できるだけ早くタイムリミットも色々な部分でございますので、そういう形で是非、それぞれの立場からも知事の皆さん、また今日は石垣市長や渡邊町長もいらっしゃってますが、色々な市町村の御意見もですね、十分分かっておりますので、そんな形でのとりまとめを是非進めさせていただきたいということを改めて、国交省や環境省の御意見を十分分かった上でですね、対応を進めさせていただきたいということをお願いを改めてしたいと思います。

(福田委員) ありがとうございます。それでは最後に。あ、上田知事、じゃどうぞ。

(上田委員) アクション・プランの閣議決定した12月28日の文案とやはりこれ見ると相当後退していると私は言わざるを得ないと思います。非常に曖昧なところが多くなっていますので、よくその辺を整理していただかないと。今日は吉田副大臣がにこにこでございましたので、それに象徴されるのではなからうかと思っております。

(吉田副大臣) 愛想よくただけでございますね。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、川端委員長から一言最後をお願いいたします。

(川端委員長) 長時間熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。上田知事からは色々と御評価ありましたけども、基本的にですね、やはり地方に丸ごと移管をして、自由度を増やして、より身近な行政をやろうという、ここはぶれていない。そういう中で、私9月にこの仕事をお預かりさせていただいた以降を見ますと、よくここまで来られたなという、それは国の機関もそれから知事さんも市長さん、町長さんも含めて、あるいは色んな幅広いところから色んな御意見もたたき出すごとにいただきました。それはやはり少しでも前に進めて何とか事を成就させようという共通認識の中で、お知恵を出していただき、御理解いただいて、多少丸めていただいた部分も、それぞれ飲みこんでいただいた部分もあると思います。それがトータルで言うと、とんがってないので上田さんからちょっとあんまりなんじゃないかということですが、ゴールに行くときの色んなプロセスにおいては若干そういうこともあるのだろうと。ただ、私、筋として間違っていけないのは丸ごとしっかり移管をして、身近な行政が身近な人の責任においてしっかりできるということが如何に前に進めるかということだというふうに思ってます。そういう意味ではこういう議論させていただいたのをありがたいと思ってますのと同時に、いよいよ総理も国会の中も含めてですね、再三にわたって、なんとしてもこの国会で法案提出に最大努力するということを書いて、強い指示の下にこういう形で進んでおことは事実でありまして、今日色々、大枠の我々御提起した部分からとんでもないということではなくて、大枠の部分はだいたい御理解いただけているのかなと。ただ、個々には色んな御要望もあるし、まだ抽象的に書いている部分ですから、個別具体的に進めば、解釈はどうなんだという御指摘も先ほどありました。そういう部分では、さらに政務レベルの調整は政府間を含めては進めさせていただきたいというふうに思いますし、市長会、町村会のみなさんとも我々またもう少し、色んなところで調整をさせていただく、御意見もいただいて、特に意見の反映の在り方が一番、災害と意見反映の二つで、災害は相当我々も知恵を出したことは御理解いただいておりますが、意見反映についてどういうふうに仕組みを持つのかということだというふうに思いますし、国との関係においては権限の部分をどう整理するのかということ等々がより具体的に詰めていかなければならないのかなというふうに、深める議論は必要だと思ってます。総理も本当に強い意欲でということで、週末に一応、今、親会議を予定しております。そこに向けて、もうあまり日がないですが、今日の議論を踏まえてそこへ出す案としては私の方でまとめて、そこで提起をさせていただきたいというふうに思ってますので、その分の方向性だけは御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

(福田委員) ありがとうございました。それでは本日の委員会はここまでとします。次回の委員会の開催については事務局より追って御連絡をいたします。なお、この後の報道陣からの質問等があれば、委員長が対応をいたします。本日はどうもありがとうございました。

(以上)